

令和6年度熊本市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度熊本市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 病 床 数 | 529 床 |
| (市民病院：一般病床 380床、感染症病床 8床) | |
| (植木病院：一般病床 102床、療養病床 39床) | |
| (2) 年 間 患 者 数 | 321,422 人 |
| ア 入 院 | 177,466 人 |
| (ア) 市 民 病 院 | 134,539 人 |
| (イ) 植 木 病 院 | 42,927 人 |
| イ 外 来 | 143,956 人 |
| (ア) 市 民 病 院 | 117,437 人 |
| (イ) 植 木 病 院 | 24,311 人 |
| (ウ) 芳 野 診 療 所 | 2,208 人 |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | |
| ア 入 院 | |
| (ア) 市 民 病 院 | 369 人 |
| (イ) 植 木 病 院 | 118 人 |
| イ 外 来 | |
| (ア) 市 民 病 院 | 483 人 |
| (イ) 植 木 病 院 | 100 人 |
| (ウ) 芳 野 診 療 所 | 9 人 |

(4) 主要な建設改良事業

| | |
|------------|------------|
| ア 施設改良 | 35,000 千円 |
| (ア) 市民病院 | 35,000 千円 |
| イ 医療機械器具購入 | 419,696 千円 |
| (ア) 市民病院 | 320,397 千円 |
| (イ) 植木病院 | 99,299 千円 |
| ウ 電算システム更新 | 3,000 千円 |
| (ア) 植木病院 | 3,000 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|------------|---|---------------|
| 第1款 病院事業収益 | | 16,704,030 千円 |
| 第1項 医業収益 | | 14,511,955 千円 |
| 第2項 医業外収益 | | 1,967,655 千円 |
| 第3項 特別利益 | | 224,420 千円 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 病院事業費用 | | 16,702,020 千円 |
| 第1項 医業費用 | | 16,294,604 千円 |
| 第2項 医業外費用 | | 395,416 千円 |
| 第3項 予備費 | | 12,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額746,957千円は、過年度分損益勘定留保資金746,957千円で補てんするものとする。）。

| 収 入 | |
|------------|--------------|
| 第1款 資本的収入 | 1,347,198 千円 |
| 第1項 企業債 | 415,300 千円 |
| 第2項 出資金 | 7,644 千円 |
| 第3項 補助金 | 542,524 千円 |
| 第4項 負担金 | 381,730 千円 |
| 支 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 2,094,155 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 457,696 千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 1,636,459 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------|--------------|---------|
| 市民病院駐車場管理業務委託 | 令和7年度～令和11年度 | 49,500 |
| 市民病院カーテン賃借業務 | 令和7年度～令和11年度 | 30,600 |
| 市民病院物品調達管理業務委託 | 令和6年度～令和9年度 | 195,000 |
| 市民病院床頭台等賃借業務 | 令和7年度～令和11年度 | 43,200 |
| 植木病院カーテン賃借業務 | 令和6年度～令和11年度 | 9,660 |
| 植木病院給食調理業務等委託 | 令和6年度～令和11年度 | 315,403 |
| 植木病院医療事務等業務委託 | 令和6年度～令和9年度 | 173,100 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------------|---------|--------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 市民病院施設設備改修事業 | 30,000 | 普通貸借 又は 証券発行 | 年5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。 | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することがある。 |
| 市民病院医療機械器具整備事業 | 288,400 | | | |
| 植木病院医療機械器具整備事業 | 94,400 | | | |
| 植木病院電算システム整備事業 | 2,500 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用・医業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 8,596,390千円
- (2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業会計の経営基盤確立のため、他の会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

(1) 一 般 会 計 939,824 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

| | 種 類 | 名 称 | 数 量 |
|------------|------|-----------|-----|
| (1) 取得する資産 | 医療機器 | 小児用人工心肺装置 | 1 台 |

熊 本 市 長 大 西 一 史